

平成 27 年第 1 回（3 月）大磯町議会定例会

議 案 第 8 号 説 明 資 料

平成 27 年 2 月 17 日

大磯町部等設置条例の一部を改正する条例について

資 料

改正理由	-----	1
改正内容	-----	1～2
行政組織図 新旧対照表	-----	3
条例 新旧対照表	-----	4～5

政 策 課

大磯町部等設置条例の一部を改正する条例について

○ 改正理由

交流人口の増加と定住人口の安定化に向け、様々な施策や事業などの取組みを進めているところですが、全国的に進む少子高齢化・人口減少社会に対し、「子育てで選ばれる町」を目指していくためにも、より戦略的に子育て世代の定住促進に向けた取組みを展開していく必要があります。また、ごみ処理広域化事業におけるリサイクル処理施設の整備推進や省エネルギー・再生可能エネルギーの普及促進など、環境分野をより政策的な観点を持ち対応していくことが求められております。さらには、危機管理対策室の設置から2年半以上が経過し、この間、自然災害への迅速な対応、町民との協働による各種訓練等、着実に成果は表れている状況にありますが、防災機能面以外の取組みについては、より一層の横断的連携による対応を図る必要があります。

このことから、組織の一部を見直すことで、最大の効果を発揮するため地方自治法第158条第1項の規定に基づき「大磯町部等設置条例」の一部を改正するものです。

○ 改正内容

① 子育て支援課を教育委員会から町長部局へ変更

国の制度改正に基づき、平成27年4月1日から「子ども・子育て支援新制度」がスタートしますので、教育委員会の子育て支援課を町民福祉部内に移し、戦略的に子育て支援策を展開していきます。

【現行】

教育委員会 教育部



【改正後】

町長部局 町民福祉部

※課名・係名、所掌事務等は変更なし。

② 環境美化センターを1課1センターに再編

より専門性を発揮しつつ相互連携を図りながら命題に対応していく組織としていくため産業環境部の環境美化センターを環境課と美化センターの1課1センターに再編していきます。

【現行】

環境美化センター（環境係、廃棄物対策係）



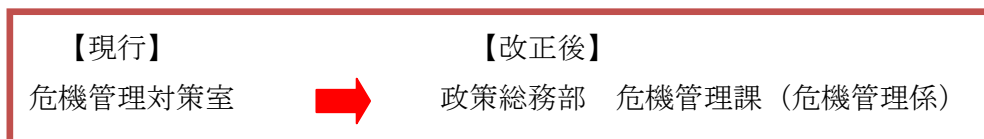
【改正後】

環境課（環境・エネルギー係、廃棄物係）

美化センター（施設係）

③危機管理対策室を政策総務部内に統合

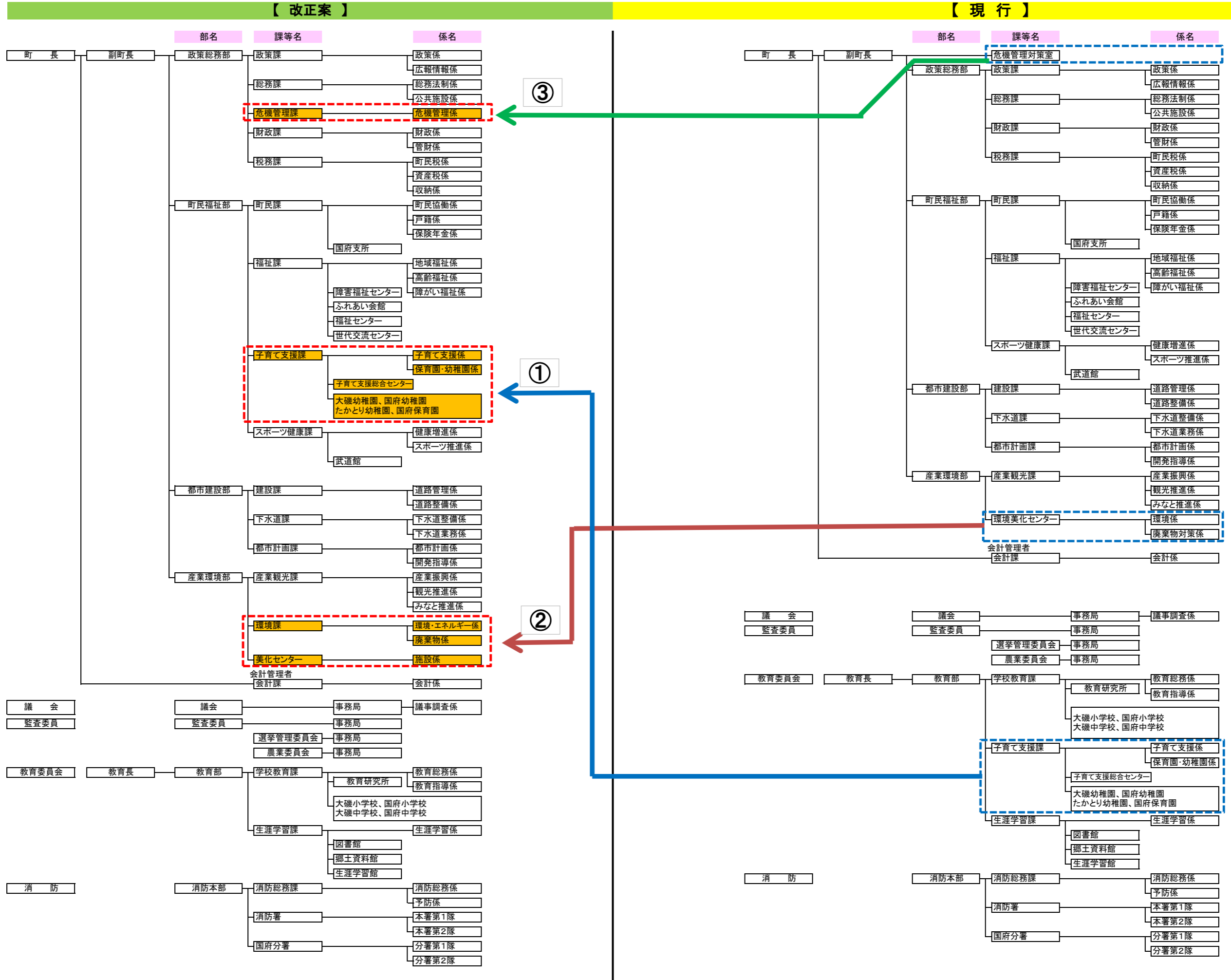
政策総務部内の課に位置付けことにより、総務課との連携による職員面における危機管理や政策課との連携による報道機関への対応など、横断的かつ総括的に対応することで、様々な危機管理対策への取り組みを展開していきます。



④施行日

平成 27 年 4 月 1 日

大磯町行政組織図 新旧対照表



大磯町部等設置条例 新旧対照表

改正案	現行
<p style="text-align: center;"><u>大磯町部設置条例</u></p> <p>(設置) 第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第158条第1項の規定に基づき、町長の権限に属する事務を分掌させるため、次の部を設ける。</p> <p>政策総務部 町民福祉部 都市建設部 産業環境部</p> <p>(事務分掌) 第2条 前条に規定する部の事務分掌は、おおむね次のとおりとする。</p> <p>政策総務部 (1)～(5) 省略 <u>(6) 危機管理に関すること。</u> <u>(7) 防災に関すること。</u> <u>(8) 財政に関すること。</u> <u>(9) 契約及び財産に関すること。</u> <u>(10) 税務に関すること。</u></p> <p>町民福祉部 (1)～(6) 省略 <u>(7) 子育て支援に関すること。</u> <u>(8) 保健及び予防に関すること。</u> <u>(9) 健康増進及びスポーツに関すること(学校における体育に関することを除く。)</u></p> <p>都市建設部 (1)～(4) 省略</p> <p>産業環境部 (1)～(5) 省略</p>	<p style="text-align: center;"><u>大磯町部等設置条例</u></p> <p>(設置) 第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第158条第1項の規定に基づき、町長の権限に属する事務を分掌させるため、<u>危機管理対策室及び</u>次の部を設ける。</p> <p>政策総務部 町民福祉部 都市建設部 産業環境部</p> <p>(事務分掌) 第2条 前条に規定する<u>室及び</u>部の事務分掌は、おおむね次のとおりとする。</p> <p style="text-align: center;"><u>危機管理対策室</u></p> <p><u>(1) 危機管理に関すること。</u> <u>(2) 防災に関すること。</u></p> <p>政策総務部 (1)～(5) 省略 <u>(6) 財政に関すること。</u> <u>(7) 契約及び財産に関すること。</u> <u>(8) 税務に関すること。</u></p> <p>町民福祉部 (1)～(6) 省略 <u>(7) 保健及び予防に関すること。</u> <u>(8) 健康増進及びスポーツに関すること(学校における体育に関することを除く。)</u></p> <p>都市建設部 (1)～(4) 省略</p> <p>産業環境部 (1)～(5) 省略</p>

改正案	現行
<p>第3条 省略</p> <p><u>附 則</u> <u>この条例は、平成27年4月1日から施行する。</u></p>	<p>第3条 省略</p>